

令和3年度2月補正予算（別冊）の概要（補正規模）

【補正規模】

（単位：百万円）

- ・ 現計予算額^(注1) **1,010,616** (①)
- ・ 2月補正予算 **70,446** (②)
- ・ **2月補正予算（別冊提案分）** **9,038** (③)

(③の財源内訳) 国庫支出金^(※1) 7,676 諸収入 828
繰入金^(※2) 534

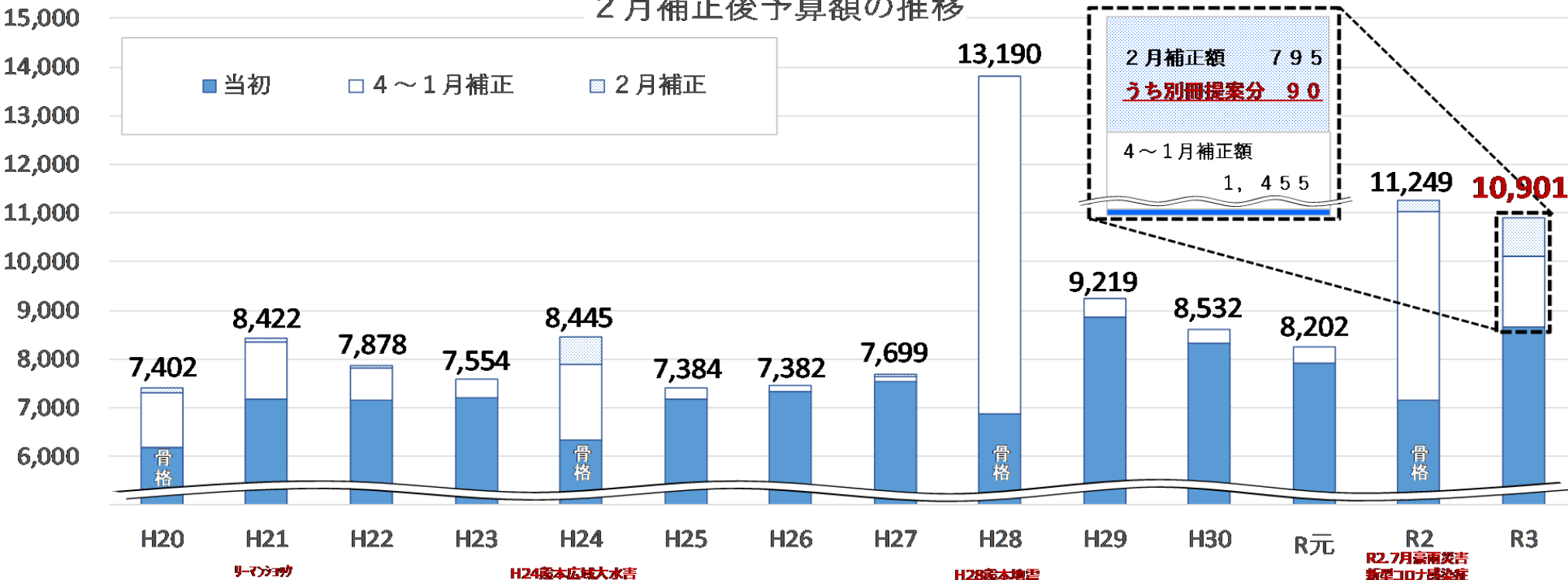
※1 全額地方創生臨時交付金 ※2 うち県債管理基金繰入金 270

2月補正後予算額(①+②+③) **1,090,100**

注 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

2月補正後予算額の推移



令和3年度2月補正の概要(熊本地震、令和2年7月豪雨、感染症分等の内訳)

- 2月補正全体では795億円を増額。内訳として、通常分は、既計上事業の執行見込みを踏まえ82億円の減額補正
また、国の経済対策を踏まえた感染症や国土強靱化への対応に係る経費、今年度の税収増額に伴う後年度の交付税減額に備えた基金の積立て経費として、877億円を増額補正

地震分 34,114	▲4,746	地震分 29,369	+1,543	国土強靱化等分 33,984	
豪雨分 41,489	▲2,119	豪雨分 39,370	+15,293	地震分 30,911	うち国土強靱化 30,555
感染症分 210,639	+3,849 (うち別冊分 +8,887)	感染症分 214,488 (うち別冊分 8,887)	+10,676	豪雨分 54,663	
その他 724,374	▲5,187 (うち別冊分 +151)	その他 719,188 (うち別冊分 151)	+26,190 (※1)	感染症分 225,163	
1月補正後 現計 1,010,616		<通常分> ▲8,202 <u>1,002,414</u>		<経済対策分等> +87,686 2補後 <u>1,090,100</u>	(単位:百万円)

※1今年度の税収増額に伴う後年度の交付税減額分の積立て等 ※2表示単位未満の端数処理の関係で図中の計算が合わないことがある

注)「熊本県議会令和4年2月定例会提出予定議案説明資料」P17は、当該資料に差し替えます(二重下線が修正箇所)。

参考：新型コロナウイルス感染症に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 5,132億円

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
9月補正(追号2)	3,111	-
11月補正	2,094	191
11月補正(追号)	3,376	-
1月補正(1/21専決)	14,565	92
2月補正	5,638	▲ 404
2月補正(別冊)	8,887	118
計	225,163	1,835

令和4年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	111,635	2,282
計	111,635	2,282

R元～4年度累計 (単位:百万円)

累計	513,216	6,404
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

令和3年度2月補正予算（別冊）に係る事業

予算額 90億38百万円(2億70百万円)

※()内の計数は一般財源。以下同じ

○ 新型コロナウイルス感染症への対応や熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に係る事業について、補正予算を計上

(主な内容)

I 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

88億87百万円（1億18百万円）

1 感染拡大の防止

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続のための支援

個別資料あり

2億64百万円(88百万円)

新型コロナウイルス感染者が発生した介護サービス事業所等に対し、消毒・清掃、代替人員確保、衛生用品購入等に係る経費を助成

2 県民生活・県経済への影響の最小化

(1) 保育所等が休園した場合における代替保育への支援

個別資料あり

30百万円(30百万円)

新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園した場合に、代替保育を実施する市町村への助成

(2) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

個別資料あり

83億28百万円(－)

まん延防止等重点措置の期限延長を踏まえた、飲食店への営業時間短縮要請に係る協力金の支給

II 熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に向けた取組み

1億51百万円（1億51百万円）

1 熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に向けた取組み

個別資料あり

1億51百万円(1億51百万円)

アサリの産地偽装の根絶や、偽装防止の仕組みづくりを行うとともに、ブランド力強化の取組みや風評被害対策等を実施

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

I-1-(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続のための支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額2億64百万円（88百万円）

介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
〔高齢者支援課〕

- 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって、生活を支えるために必要不可欠であるが、令和4年1月以降、新型コロナウイルスがこれまで以上に感染拡大したことにより、介護サービス事業所等で複数のクラスターや、介護職員の感染が発生し、介護サービス提供体制に影響が出ている状況
- このため、介護サービス事業所等が介護サービスを継続して実施するために必要な感染拡大防止対策に要する経費を支援

<現状・課題>

- 令和4年1月下旬から、1日の新規感染者数が1,000名を超えることもあるなど、県内でも感染が急拡大している状況



- 第6波では、県内で30を超える介護サービス事業所等でクラスターが発生するなど、介護サービス提供体制に影響が生じている状況

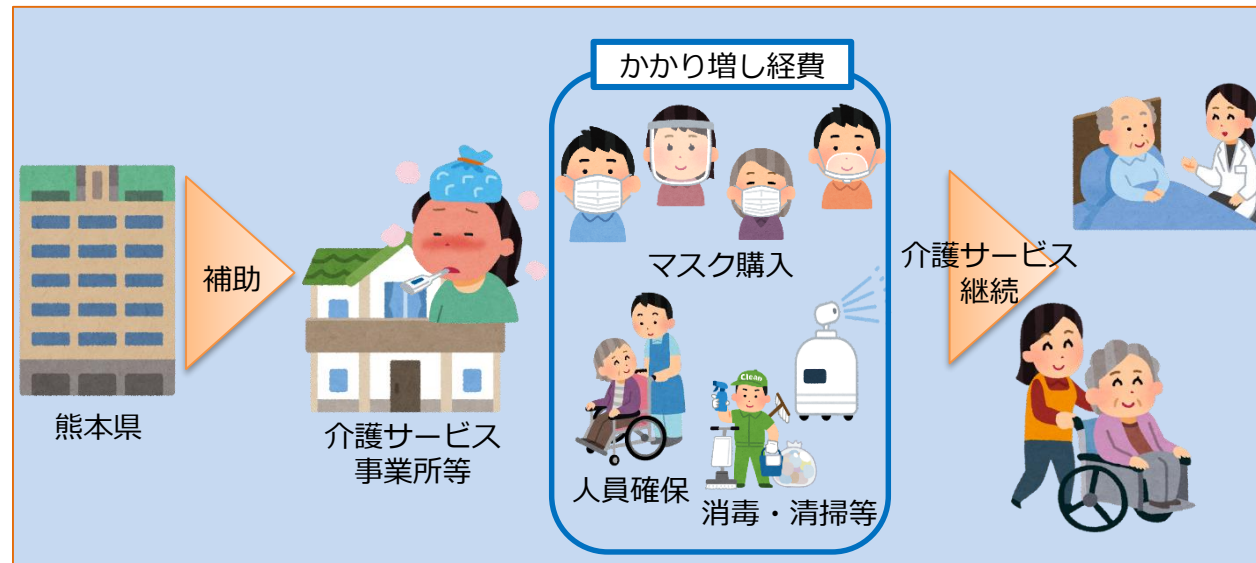
- 十分な感染防止対策を講じることで、介護サービスが、安全かつ継続的に提供され、利用者やその家族等が安心して、施設を利用し続けられるよう、介護サービス事業所等を支援

<目的・概要>

- 事業内容：新型コロナウイルス感染者が発生した介護サービス事業所等において、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、消毒・清掃費用等のかかり増し経費に要する支援を行う
- 事業費：2億64百万円（現計：1億7百万円、補正後計：3億71百万円）
- 事業主体：利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等
- 事業期間：令和2年度～

地域医療介護総合確保基金

<イメージ図>



I-2-(1) 保育所等が休園した場合における代替保育への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額 30百万円 (30百万円)

子育て支援強化事業費補助金 [子ども未来課]

- 保育所等は、新型コロナウイルスが感染拡大している状況においても、保護者の就労を支え、子どもの健全育成を促すため、原則開所とされているが、令和4年1月以降、新型コロナウイルスがこれまで以上に感染拡大したことにより、臨時休園する保育所等が増加し、社会機能の維持に影響が出ている状況
- このため、保育所等が休園した場合に、代替保育を実施した市町村に、財政支援を行うことで、子どもの預け先を確保する

<現状・課題>

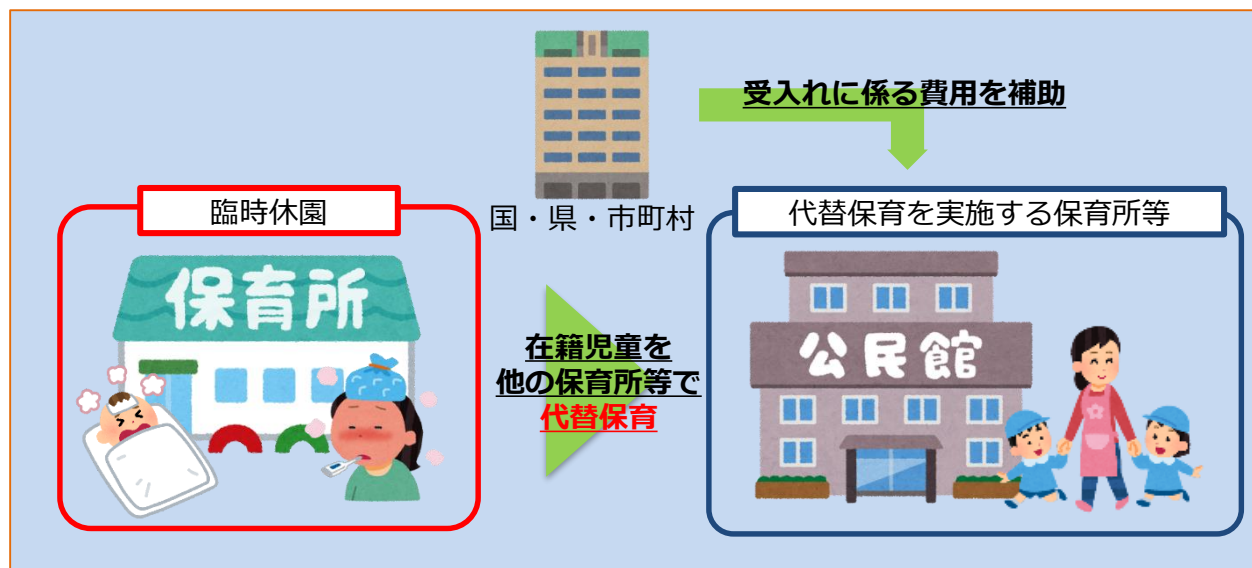
- 保育所等は、保護者の就労等により保育が必要な子どもを受け入れる重要な社会的役割を担う施設であることから、できる限り保育のニーズに応えるため、原則開所を依頼しているところ
- 一方で、令和4年1月以降、保育所等の休園数が増加している状況
(一部または全面休園 累計392か所 (2/14時点))
- 保育所等が臨時休園した場合、保護者は子どもの預け先の確保に苦慮し、仕事を休む必要があるなど、保育ニーズを満たすことができない

- 保育所等が休園となった場合の代替的な保育の受け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の負担を支援し、地域の保育機能の維持を図る

<目的・概要>

- 事業内容：保育所等が新型コロナウイルス感染により休園した場合に、他の保育所や認定こども園、公民館等で代替保育を実施する市町村に対する支援を行う
- 全体事業費：91百万円 (県事業費：30百万円)
- 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3
- 事業主体：市町村
- 事業期間：令和3年度

<イメージ図>



I-2-(2) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額83億28百万円（－）
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮の要請を3月6日(日)まで延長
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、要請内容及び売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

< 認証店 (熊本県感染防止対策認証店) >

1 要請内容 ※①②のいずれかを選択可(要請期間内で統一)

①営業時間を午後9時までに短縮すること

・酒類提供可

②営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者

①午後9時を超えて営業している飲食店等

②午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区域：熊本県内全域

4 期間：2月14日(月)～3月6日(日) (21日間)

< 非認証店 >

1 要請内容

営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者：午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区域：熊本県内全域

4 期間：2月14日(月)～3月6日(日) (21日間)

< 申請期間(予定) >

3月7日(月)～4月8日(金)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

< 問い合わせ先 >

コールセンター：096-333-2828

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

< 見回り > 飲食店等に対して実地調査を実施

< 協力金算定方法 >

・中小企業等 (売上高方式)

認証店① (営業時間を午後9時までに短縮)

非認証店 (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の 3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

認証店② (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の 4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

〔 ※1日あたりの売上高
前年度、前々年度又は前々々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同月の売上高 ÷ 当該月の日数 〕

・大企業 (売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額は以下のとおり

認証店①・非認証店の場合：20万円又は前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたり売上高×3割の
いずれか低い額

認証店②の場合：20万円

〔 ※1日あたりの売上高減少額
(前年度、前々年度又は前々々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数 〕

< 申請方法 > 電子申請 (郵送も可) [要請期間ごとに協力金の申請を行っていただきます]

営業時間短縮要請期間	令和4年1月21日(金)～2月13日(日)	令和4年2月14日(月)～3月6日(日)
協力金申請受付開始日	令和4年2月14日(月)から	【予定】令和4年3月7日(月)から

< 協力金負担割合 > 国8/10 [協力要請推進枠]、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市町村1/10※調整中

II-1 熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に向けた取組み

【熊本県産アサリの産地偽装対策・再生に向けた取組み】

新

予算額1億51百万円(1億51百万円)

食品品質表示指導事業 [くらしの安全推進課]
熊本県産アサリブランド再生事業 [水産振興課]
熊本県アサリ等緊急対策資金 [団体支援課]

- 県産アサリの産地偽装根絶のため、「産地偽装 1 1 0 番」に寄せられた産地偽装情報等に基づき、**立入検査やDNA検査等を実施（悪質な場合には告発を検討）**。国や関係自治体、県警と強力に連携し、**徹底して根絶に取り組む**
- 産地偽装問題によって失った「熊本県産アサリ」のブランド力を復活させるため、**消費者に安心して購入してもらえる流通体制の整備や、ブランド力を高める取組み**などを実施・支援するとともに、産地偽装問題を起因とした**風評被害対策に取り組む**

<現状・課題>

- 農林水産省の調査で、熊本県産として販売されているアサリの97%が外国産である可能性が高いと判定
- 「くまもとブランド」への信頼を揺るがす非常事態であり、アサリの産地偽装を根絶する必要がある

県産アサリ緊急出荷停止宣言

- ・ 市場出荷の緊急停止を要請
- ・ 県漁連が2月8日から、まず2か月程度、県産活きアサリの出荷を停止

アサリ産地偽装対応ダイヤル

『産地偽装110番』の設置

⇒ 電話・県HP等で、ニセ熊本県産アサリ販売情報の受付

〔取組みの方向性〕

- I 産地偽装根絶に向けた厳正な対応
(疑義案件に対する立入検査、違反案件に対する指示・公表等)
- II 「熊本県産アサリ」の産地偽装を防ぐ体制整備とブランド力強化、風評被害対策等

県産の活きアサリの出荷を再開

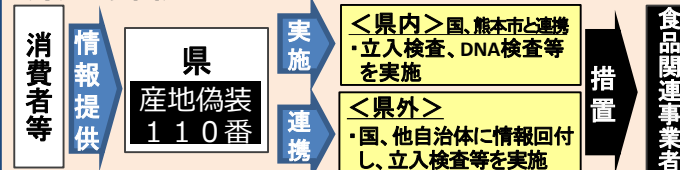
<事業概要>

I アサリ産地偽装根絶に向けた取組み

○事業費:16百万円 ○事業主体:県 ○負担割合:県10/10 ○事業期間:令和3年度～

- (1) 疑義案件に対する立入検査の実施
(県外案件については国や他自治体に情報回付)
- (2) 産地偽装の科学的検証のためのDNA検査
- (3) 行政措置及び悪質案件に対する告発の検討
- (4) 「長いところルール」見直し(※)に係る取組み

<イメージ図>



※アサリに関する原産地表示ルール見直し

II アサリ産地偽装を防ぐ仕組みづくり、風評被害対策等

○全体事業費:1億38百万円(県事業費:1億35百万円)
 ○事業主体:(1)(3)県 (2)県、県漁連 (4)(6)県漁連 (5)市町村、県漁連、漁協等
 ○負担割合:(1)~(6)県10/10 ※(5)①のみ県1/2、市町村1/2 ○事業期間:令和3年度～

- (1) 熊本県産アサリブランド再生協議会 (県:6百万円)
流通体系における販売の認証制度等の創設や、ブランド力を高める取組みを推進する協議会を設置運営
- (2) 産地偽装防止プロジェクト (県:31百万円)
 - ① 認証制度の創設
産地保証された県産アサリを購入できる販売店を認証する仕組みづくり
 - ② 流通監視体制の構築
流通過程における監視強化を図り、県産アサリを守る仕組みづくり
- (3) 「熊本県産アサリ」のブランド力向上プロジェクト (県:30百万円)
産地偽装を防ぐ新たな仕組みで流通する「熊本県産アサリ」の販促フェア開催等
- (4) 県産アサリの出荷停止・販路再構築に伴う支援 (県:39百万円)
県産アサリの出荷再開に向けた漁場保全活動及び販路再構築に係る漁業者への支援
- (5) 県産水産物の風評被害緊急対策 (県:17百万円)
 - ① 無利子貸付制度の創設
風評被害を受けた漁業者の事業継続や生活を支援するための貸付制度を創設
 - ② 水産物の販売促進等
風評被害を受けた水産物の販売促進等に係る経費を支援
- (6) 「熊本県産アサリ」保護対策 (県:12百万円)
出荷再開後の生産量確保に向け、県産アサリの資源保護の取組みを支援